

令和 3 年度
指導 監査 等 結果 報告 書

令和 4 年 6 月
子ども・福祉部

目 次

	ページ
1 令和3年度の指導監査の取組	1
2 社会福祉法人および社会福祉施設	3
3 介護保険サービス事業所	9
4 障害福祉サービス事業所	13
5 行政監査	16
6 公益法人等立入検査	17

1 令和3年度の指導監査の取組

社会福祉法人や介護保険・障害福祉サービス提供事業者等に対して行っている本県の監査・指導については、実地による監査を中心としており、毎年度多くの指摘を行い、利用者が安心できるよう改善を求めています。

しかし、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉監査の基本である対面・現地監査が困難な状況となっているため、「新たな日常」に対応し、事務改善を中心とした監査・指導の指針により、ICTを活用したオンラインによる監査や動画配信による集団指導等、効率・効果的な手法を用いて監査・指導を実施しました。

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査

① 社会福祉法人指導監査

社会福祉法人の指導監査は、法定受託事務であることから、厚生労働省の通知に基づき、感染状況を考慮して現地での法人監査の実施を見合わせていましたが、施設内への立ち入りは行わず、法人本部内の会議室や最寄りの県庁舎で面談を行うなど、感染防止対策を十分考慮し対象先を限定したうえで実施しました。

② 社会福祉施設指導監査

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、監査資料の提出をもって行う書面審査とWeb会議システムを活用したオンライン監査を組み合わせ、指導監査を実施しました。

③ 県・市連絡会議、社会福祉法人運営研修会

市に権限移譲された社会福祉法人認可事務等の円滑化、指導監査時における指導事項の平準化を図るため、Web会議システムを活用して県・市連絡会議を開催しました。

なお、例年、社会福祉法人役員および幹部職員を受講者とする研修会を市と合同で開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況をふまえ、集合しての会場開催に代えて、三重県インターネット放送局で動画配信をすることにより、社会福祉法人の運営に関する周知を図りました。

(2) 介護保険サービス事業所および障害福祉サービス事業所の指導

① 集団指導

令和3年5月に、三重県インターネット放送局で動画配信を行い、動画を閲覧した事業所が報告書等を提出することで集団指導への参加を確認しました。

② 実地指導

通常の事業所で行う実地指導に加えて、「感染防止対策型実地指導」として、Web会議システムを活用したオンラインによる指導や現地訪問とオンライン方式を併用した指導を実施するなど、より効率的、効果的な指導手法を創意工夫し、実地指導を実施しました。

2 社会福祉法人および社会福祉施設

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査

「令和3年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

(令和3年度指導監査実施方針の重点事項)

- ① 適正な法人運営の確保
- ② 会計処理の適正化
- ③ 施設運営の適正化
- ④ 適切な利用者援助の確保
- ⑤ 安全対策の確保

(2) 実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人 (令和4年3月31日現在)

対 象 数	実 施 数
105	5

(注) 対象数は、令和3年4月1日現在の三重県所轄法人数です。

② 社会福祉施設 (令和4年3月31日現在)

区 分	対 象 数	実 施 数
生活保護施設	3	2
婦人保護施設	1	1
児童福祉施設	458 (うち保育所360、認定こども園68)	430 (うち保育所349、認定こども園62)
老人福祉施設等	487	75
障害者支援施設	39	12
計	988	520

(注) 対象数は、令和3年4月1日の施設数で休止等の施設数は除きます。

(3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人関係

社会福祉法等に基づく指導監査を実施した5法人のうち、4法人に対し、17件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 「法人運営」に関するもの 9件（52.9%）

- ・評議員会又は理事会の決議が適正に行われていない。
- ・評議員会又は理事会の記録の作成、保存が適切に行われていない。
- ・評議員となることができない者又は適当でない者が選任されている。
- ・監事の選任又は解任が適切に行われていない。

イ 「事業」に関するもの 0件（0.0%）

ウ 「管理」に関するもの 8件（47.1%）

- ・予算の執行および資金等の管理に関する体制が整備されていない。
- ・計算書類が法令に基づき適正に作成されていない。
- ・契約業務等が適正に行われていない。

② 社会福祉施設関係

指導監査を実施した520施設のうち、336施設に785件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 適切な入所者処遇の確保に関するもの 181件（23.1%）

- ・定期の健康診断、衛生管理および感染症等に対する対策が適切に行われていない。
- ・苦情を受け付けるための窓口を設置していないなど苦情解決に適切に対応していない。
- ・事故発生の防止および発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない。

イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの 604件（76.9%）

- ・管理規定等必要な規程が適切に整備されていない。
- ・労働基準法等関係法規の遵守が不十分である。
- ・職員への健康診断等、健康管理が適切に実施されていない。
- ・防災対策が適切に行われていない。

表1 社会福祉法人の指摘項目および件数

(令和4年3月31日現在)

社会福祉法人	指摘項目	指摘件数
実施 5法人 指摘 4法人	I 法人運営	9 (52.9%)
	1 定款	0
	2 内部管理体制	0
	3 評議員・評議員会	4
	4 理事	0
	5 監事	2
	6 理事会	3
	7 会計監査人	0
	8 役員等の報酬	0
	II 事業	0 (0.0%)
	1 事業一般	0
	2 社会福祉事業	0
	3 公益事業	0
	4 収益事業	0
III 管理	8 (47.1%)	
1 人事管理	0	
2 資産管理	0	
3 会計管理	3	
4 その他	5	
計		17 (100.0%)

表2 社会福祉施設の指摘項目および件数

(令和4年3月31日現在)

指摘項目	適切な利用者支援の確保			施設運営の 適正な実施の確保			計
	利用者支援の充実	生活環境等の確保	自立への支援援助その他	運営管理体制の確立	職員の確保、処遇充実	防災対策への取組その他	
生活保護施設	0	0	0	0	0	1	1
婦人保護施設	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設※1	168	5	0	88	313	81	655
老人福祉施設等※2	6	0	0	21	45	39	111
障害者支援施設	2	0	0	9	4	3	18
計	176 (22.4%)	5 (0.6%)	0 (0%)	118 (15.0%)	362 (46.1%)	124 (15.8%)	785
実施520施設 指摘336施設	181 (23.1%)			604 (76.9%)			

(注) ※1 児童福祉施設とは、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設です。

※2 老人福祉施設等とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び無料低額介護老人保健施設です。

(構成比%) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

(4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については、継続的な指導を行い、法人に自主的な改善を求めています。

令和3年度は、児童養護施設職員による横領事件が発覚し、このため令和3年1月に特別監査を実施した施設の関係法人から、再発防止策等改善結果に係る報告書の提出があったため、確認監査として、実地にてその取組状況を検証したところ、概ね是正・改善が図られていることを確認しました。

(5) 特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人や施設に対しては、随時特別監査を実施しています。

なお、令和3年度は対象となる法人はありませんでした。

(6) 勧告・公表

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定め、その改善のために必要な措置（役員解職を除く。）をとるべき旨を勧告し、当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

なお、令和3年度は対象となる法人はありませんでした。

(7) 行政処分等

勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨を命じ、当該命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。

なお、令和3年度は対象となる法人はありませんでした。

(8) 市町との連携について

市に権限移譲された社会福祉法人認可事務等が円滑に進むよう支援するとともに、指導監査時における指導事項の平準化を図るため、「県・市連絡会議」を4回開催しました。

また、市町は、児童福祉法および子育て支援法により、管内の特定教育・保育施設等に対して、運営基準の遵守、給付費等の適正な支給を確認することを目的とした指導を行うこととされているため、市町の担当者を対象に指導技術の向上を目的とした研修「市町特定教育・保育施設等指導担当者研修会」を2回開催しました。

更に、市とは合同監査を実施することで、監査対応に係る社会福祉法人等の負担軽減にも取り組みました。

○新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、Web会議システムを活用して、県・市連絡会議および市町特定教育・保育施設等指導担当者研修会を開催しました。

会議名	開催日	出席
第1回県・市連絡会議	令和3年4月16日	県、13市
第2回県・市連絡会議	令和3年8月10日	県、13市
第3回県・市連絡会議	令和3年12月13日	県、14市
第4回県・市連絡会議	令和4年3月17日	県、12市
第1回市町特定教育・保育施設等指導担当者研修会	令和4年1月31日	県、10市町
第2回市町特定教育・保育施設等指導担当者研修会	令和4年2月7日	県、15市町

(参考)

所轄庁ごとの社会福祉法人数および社会福祉施設数

所轄庁	所轄社会福祉法人数	所轄社会福祉施設数
津市	41	—
四日市市	32	—
伊勢市	23	—
松阪市	27	—
桑名市	18	—
鈴鹿市	30	—
名張市	8	—
尾鷲市	2	—
亀山市	9	—
鳥羽市	3	—
熊野市	5	—
いなべ市	8	—
志摩市	3	—
伊賀市	9	—
三重県	105	988
愛知県	1	—
岐阜県	1	—
奈良県	2	—
和歌山県	1	—
国	1	—
計	329	

- (注) 1 所轄社会福祉法人数は、令和3年4月1日現在
2 所轄社会福祉施設数は、令和3年4月1日現在
3 国・他県・市の所轄となる社会福祉法人が運営する社会福祉施設
988施設の指導監査は、三重県が実施します。

3 介護保険サービス事業所

(1) 介護保険サービス事業所の指導および監査

「令和3年度介護保険サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、介護保険施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切な介護保険サービスの提供や介護給付費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時監査を実施したほか、インターネット上での集団指導（動画配信）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

(令和3年度指導・監査実施方針の重点項目)

- ① 法令遵守の状況について（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な介護報酬の請求が行われているか等）
- ② 虐待行為の状況について（職員が利用者に対し身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか）
- ③ 感染症等対策について（衛生管理の徹底と感染症の発生およびまん延の防止のための適切な措置が講じられているか）
- ④ サービスの質の確保・向上について（個々の計画に沿ったサービス提供、身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか等）
- ⑤ 危機管理への取組について（火災、地震、風水害発生時における防災対策および侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、感染症の発生およびまん延の防止対策等が適切に行われているか等）
- ⑥ 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況について（住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により報酬を不正に請求していないか等）

(2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

対象3,323介護施設・事業所のうち、通常型実地指導を26(0.8%)介護施設・事業所、感染防止対策型実地指導を193(5.8%)介護施設・事業所、随時監査を3(0.1%)事業所に実施しました。

また、集団指導（動画配信）を2,671(80.4%)介護施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表3 指導等の実施状況

(令和4年3月31日現在)

区分	対象数	集団指導 実施数	実地指導実施数		
			通常型	感染防止 対策型	計
(介護給付サービス事業)					
訪問介護事業所	592	451	5	33	38
訪問入浴介護事業所	26	21	0	1	1
訪問看護事業所	199	187	2	4	6
訪問リハビリテーション事業所	25	24	1	0	1
通所介護事業所	477	405	1	6(4)	7(4)
通所リハビリテーション事業所	130	106	2	0	2
短期入所生活介護事業所	217	150	1	0	1
短期入所療養介護事業所	85	79	1	0	1
特定施設入居者生活介護事業所	58	52	0	0	0
福祉用具貸与事業所	143	98	1	36	37
特定福祉用具販売事業所	139	95	1	36	37
介護老人福祉施設	164	147	1	0	1
介護老人保健施設	76	73	1	0	1
介護療養型医療施設	7	5	0	0	0
介護医療院	4	4	0	0	0
小計	2,342	1,897	17	116	133
(予防給付サービス事業)					
訪問入浴介護事業所	25	20	0	1	1
訪問看護事業所	187	172	2	4	6
訪問リハビリテーション事業所	25	24	1	0	1
通所リハビリテーション事業所	130	106	2	0	2
短期入所生活介護事業所	201	138	1	0	1
短期入所療養介護事業所	83	77	1	0	1
特定施設入居者生活介護事業所	50	45	0	0	0
福祉用具貸与事業所	141	97	1	36	37
特定福祉用具販売事業所	139	95	1	36	37
小計	981	774	9	77	86
計	3,323	2,671	26	193	219

(注) 「対象数」は、令和3年4月1日現在の指定事業所数(事業実績のある「みなし事業所」を含む)です。

()内は現地とオンライン併用型内数

(3) 実地指導結果

① 介護給付サービス事業分

実地指導を実施した133介護施設・事業所に599件の改善指導等を行いました。主な内容は次のとおりです。

- ア 人員基準に関するもの 1件 (0.2%)
・看護職員の配置が適切でない。
- イ 運営基準に関するもの 598件 (99.8%)
・運営規程に定めるべき事項が定められていない。
・職員の勤怠管理が行われていない。
・職員の健康状態の管理が十分行われていない。
・セクハラ、パワハラ等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
・秘密保持について、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、誓約書を徴する等の必要な措置が講じられていない。
・虐待の発生又は再発を防止するための指針の整備がされていない。また、その対策を検討する委員会を開催していない。
・感染症又は非常災害発生時における業務継続計画が策定されていない。
・地震等非常災害発生時の安全確保のために必要な行動手順等を定めた具体的な計画が作成されていない。
・感染症の発生の予防およびまん延の防止のための指針が整備されていない。また、その対策を検討する委員会を開催していない。

② 予防給付サービス事業分

実地指導を実施した86介護施設・事業所に388件の改善指導等を行いました。

- ア 運営基準に関するもの 388件 (100.0%)
主な指導内容は、上記介護給付サービス事業分と同様です。

表4 介護給付サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）（令和4年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費の 算定	その他	計
訪問介護事業所		0	171	0	0	171
訪問入浴介護事業所		0	1	0	0	1
訪問看護事業所		0	29	0	0	29
訪問リハビリテーション事業所		0	4	0	0	4
通所介護事業所		0	38	0	0	38
通所リハビリテーション事業所		0	10	0	0	10
短期入所生活介護事業所		0	1	0	0	1
短期入所療養介護事業所		0	2	0	0	2
福祉用具貸与事業所		0	167	0	0	167
特定福祉用具販売事業所		0	170	0	0	170
介護老人福祉施設		0	2	0	0	2
介護老人保健施設		1	3	0	0	4
計						
〔 実施 133 施設・事業所 〕		1	598	0	0	599
〔 指摘 133 施設・事業所 〕		(0.2%)	(99.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)

表5 予防給付サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）（令和4年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費の 算定	その他	計
訪問入浴介護事業所		0	1	0	0	1
訪問看護事業所		0	29	0	0	29
訪問リハビリテーション事業所		0	4	0	0	4
通所リハビリテーション事業所		0	10	0	0	10
短期入所生活介護事業所		0	1	0	0	1
短期入所療養介護事業所		0	2	0	0	2
福祉用具貸与事業所		0	169	0	0	169
特定福祉用具販売事業所		0	172	0	0	172
計						
〔 実施 86 施設・事業所 〕		0	388	0	0	388
〔 指摘 86 施設・事業所 〕		(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)

表6 有料老人ホームに係る指摘件数（一般検査分）（令和4年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員指針 関係	運営指針 関係	その他	計
有料老人ホーム		0	28	0	28

(4) 監査結果

事業運営に不正等が疑われた3事業者の3介護事業所に随時監査を実施し、行政処分が相当とされた1事業所に対しては、医療保健部により行政処分が行われ、当該事業所に居宅介護サービス費の返還を求めています。

4 障害福祉サービス事業所

(1) 障害福祉サービス事業所の実地指導および監査

「令和3年度障害福祉サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、障害福祉サービス施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切なサービスの提供や支援費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時監査を実施したほか、インターネット上での動画配信により集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

(令和3年度指導・監査実施方針の重点項目)

- ① 法令遵守の状況について（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な報酬の請求が行われているか等）
- ② 虐待行為の状況について（職員が利用者に対し身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか等）
- ③ 感染症等対策について（衛生管理の徹底と感染症の発生およびまん延の防止のための適切な措置が講じられているか）
- ④ サービスの質の確保・向上について（個々の計画に沿ったサービス提供、身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか等）
- ⑤ 危機管理への取組について（火災、地震、風水害発生時における防災対策および侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、感染症の発生およびまん延の防止対策等が適切に行われているか等）
- ⑥ 就労継続支援A型事業所の運営状況について（利用者に支払う賃金が自立支援給付費から支払われていないか等）
- ⑦ 放課後等デイサービス事業所の運営状況について（「放課後等デイサービスガイドライン」が遵守されているか等）
- ⑧ 就労系サービスの経理処理の状況について（経理区分が会計基準に則り適切に処理されているか）

(2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

1, 951 指定施設・事業所のうち、通常型実地指導を34 (1.7%) 施設・事業所、感染防止対策型実地指導を69 (3.5%) 施設・事業所、随時監査を1 (0.1%) 事業所実施しました。

また、集団指導（動画配信）を1, 744 (89.4%) 施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表7 指導等の実施状況

(令和4年3月31日現在)

区分	対象数	集団指導 実施数	実地指導実施数		
			通常型	感染防止 対策型	計
居宅介護事業所	297	264	4	34	38
重度訪問介護事業所	215	152	3	22	25
同行援護事業所	79	70	1	12	13
行動援護事業所	16	16	0	1	1
療養介護事業所	5	5	0	0	0
生活介護事業所	160	151	1	0	1
短期入所事業所	108	85	1	0	1
自立訓練（機能訓練）事業所	1	1	0	0	0
自立訓練（生活訓練）事業所	17	17	0	0	0
就労移行支援事業所	37	33	0	0	0
就労継続支援（A型）事業所	78	74	0	0	0
就労継続支援（B型）事業所	255	242	8	0	8
就労定着支援事業所	16	15	0	0	0
障害者支援施設	39	39	0	0	0
共同生活援助事業所（包括型）	131	110	1	0	1
共同生活援助事業所（外部型）	9	8	0	0	0
共同生活援助事業所（日中型）	4	1	0	0	0
自立生活援助事業所	2	2	0	0	0
地域移行支援事業所	25	25	0	0	0
地域定着支援事業所	23	23	0	0	0
児童発達支援事業所	149	140	5	0	5
医療型児童発達支援事業所	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援事業所	6	5	0	0	0
放課後等デイサービス事業所	248	239	10	0	10
保育所等訪問支援事業所	23	19	0	0	0
福祉型障害児入所施設	4	4	0	0	0
医療型障害児入所施設	4	4	0	0	0
計	1,951	1,744	34	69	103

(注) 対象数は、令和3年4月1日現在の指定事業所数です。

(3) 実地指導結果

実地指導を実施した103施設・事業所のうち、76施設・事業所に388件の改善指導等を行いました。

主な内容は次のとおりです。

- ① 人員に関する基準に関するもの 1件 (0.3%)
- ・児童指導員、保育士等について、配置すべき人員基準を満たしていない。
- ② 運営に関する基準に関するもの 366件 (94.3%)
- ・利用定員を超えてサービスの提供を行っている。
 - ・利用者の人権擁護、虐待防止等のための必要な体制の整備を行っていない。
 - ・職員の勤怠管理が行われていない。
 - ・セクハラ、パワハラ等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
 - ・苦情相談窓口の表示が適切に行われていない。
 - ・職員の健康状態の管理が十分行われていない。
 - ・虐待の発生又は再発を防止するための指針の整備がされていない。また、その対策を検討する委員会を開催していない。
 - ・身体的拘束等の適正化を図るための対策検討委員会を開催していない。
 - ・感染症又は非常災害発生時における業務継続計画が策定されていない。
 - ・感染症の発生の予防およびまん延を防止するための指針が整備されていない。また、その対策を検討する委員会を開催していない。
- ③ 給付費等の算定に関するもの 3件 (0.8%)
- ・児童指導員、保育士等について、配置すべき人員基準を満たさない状況であることが確認されたので、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員について減算すること。
 - ・送迎加算について、利用人員に係る算定基準を満たしていない。

なお、令和3年度実地指導における、給付費等の過誤調整（自主返還）による返還決定額は、次のとおりです。

事業所数	返還決定額 (円)
3	1, 138, 551

(注) 令和4年4月末までに確定した金額です。

表8 障害福祉サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

（令和4年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費等 の算定	その他	計
居宅介護事業所		0	177	0	15	192
重度訪問介護事業所		0	23	0	2	25
同行援護事業所		0	34	0	1	35
行動援護事業所		0	3	0	0	3
生活介護事業所		0	3	0	0	3
短期入所事業所		0	9	0	0	9
就労継続支援（B型）事業所		0	37	2	0	39
共同生活援助		0	2	0	0	2
児童発達支援事業所		0	24	0	0	24
放課後等デイサービス事業所		1	54	1	0	56
計						
〔 実施 103 施設・事業所 指摘 76 施設・事業所 〕		1 (0.3%)	366 (94.3%)	3 (0.8%)	18 (4.6%)	388 (100.0%)

（4）監査結果

事業運営に不正等が疑われた1事業者の1居宅介護事業所に随時監査を実施し、監査の結果、行政処分が相当と判断し、子ども・福祉部により行政処分が行われ、当該事業所に介護給付費の返還を求めています。

5 行政監査

（1）県福祉事務所、市町等の監査

社会福祉法、児童福祉法および「令和3年度児童福祉行政指導監査実施方針」により、児童福祉行政について行政監査を実施し、改善を図りました。

（2）実施状況

（令和4年3月31日現在）

区 分	対 象 数	実 施 数
県福祉事務所	4	0
児童相談所	6	0
市町福祉行政	29	29

（3）指摘事項

市町福祉行政

監査を実施した29市町のうち、19市町に47件の指摘を行いました。
内容は次のとおりです。

- | | |
|-------------------|------------|
| ① 児童福祉行政事務処理体制の状況 | 45件（95.7%） |
| ② 要保育児童の把握状況 | 1件（2.1%） |
| ③ 保育の実施事務処理状況 | 1件（2.1%） |
| ④ 保育所等運営費の事務処理状況 | 0件（0%） |
| ⑤ 入所施設措置費の事務処理状況 | 0件（0%） |

表9 市町行政監査の指摘項目および件数

(令和4年3月31日現在)

市町	指摘項目	児童福祉行政事務処理体制	要保育児童の把握	保育の実施事務処理	保育所等運営費の事務処理	入所施設措置費の事務処理	計
児童福祉行政実施14市15町 (指摘9市10町)		45 (95.7%)	1 (2.1%)	1 (2.1%)	0 (0%)	0 (0%)	47 (100.0%)

(注) 構成比% 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%になりません。

6 公益法人等立入検査

(1) 公益法人の検査

子ども・福祉部が所管する公益法人のうち、2公益財団法人の検査を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により次年度以降へ延期しました。

(2) 実施状況

(令和4年3月31日現在)

区分	対象数	実施数
公益法人*	5	0
公益社団法人	1	0
公益財団法人	4	0

(注) 対象数は令和4年4月1日現在の子ども・福祉部所管法人数です。

* 新制度の公益社団法人および公益財団法人です。